

## 個人情報保護に関する規程

平成16年10月18日制定

平成21年 3月14日改正

平成26年 3月21日改正

特定非営利活動法人ナック（以下「ナック」という）は、「個人情報の保護に関する法律」及び関係諸法令を遵守し、その徹底を図るため、以下のとおり取り組みます。

なお、「個人情報」とは、個人情報保護法にいう「個人情報」を指すものとし、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日、住所、電話番号、連絡先その他の記述等により特定の個人を識別できる情報を指します。

### 1. 個人情報保護法遵守のための規定類の整備

個人情報の取り扱いに関する内部規定を整備し、従業員に周知徹底を図ります。

### 2. 個人情報の利用目的の特定と本人の同意

個人情報の取得に際しては、予め利用目的を特定、通知し、個人情報の取り扱いについて口頭または書面で諾否を伺います。

また、取得した個人情報は、法令等により認められる場合を除き、本人の同意を得ないで他の目的のために利用しません。

### 3. 個人情報管理態勢の整備

各部門毎に個人情報管理責任者を設置し、権限と責任を明確にします。また、管理態勢を強化し、個人情報取扱（業者）者として、個人情報保護に関する業務を適切に遂行できるよう態勢を整備します。

### 4. 個人情報の開示、苦情処理等についての手続きの明示

個人情報の取扱いに関する苦情については、責任者を定め、適切に対応します。

また、ナックの事業に参加する方々の個人情報に関する開示、内容の訂正、追加、削除、利用の停止等の手続きを定め、予め開示します。

### 5. 従業員教育の強化

個人情報保護に関する解説書などを従業員に配布し、周知を図ると共に、継続的に研修を行います。

### 6. この個人情報保護に関する規定は、適時見直しを行い、改善に努めます。

#### 附則

この規程は、平成16年10月18日から適用する。

#### 附則

この規程は、平成21年3月14日から適用する。

附則

この規程は、平成26年3月21日から適用する。